

# 11月は「年金月間」です

あなたに身近で大切な「国民年金」についてじっくり考えてみませんか。



問い合わせ 保険年金課 (☎02259)・高崎年金事務所 (☎027・322・4299)

## 国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金へ加入しなければなりません。被保険者は職業などにより3つに分類されます。

- ▷ **第1号被保険者**…自営業・学生など  
→保険料を自分で納める必要があります
- ▷ **第2号被保険者**…会社員・公務員など  
→保険料は、給与天引きされます
- ▷ **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者  
→保険料を納める必要がありません。第2号被保険者の年金制度で負担します

## 保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万6,610円です。保険料の納付は、日本年金機構から送られた納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで納めます。その他、口座振替・クレジットカードも利用できます。

## 保険料の納付が困難なときは

- 所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除や猶予される制度があります。
- ▷ **保険料免除制度**…本人・世帯主・配偶者の前年所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます
- ▷ **納付猶予制度(50歳未満が対象)**…本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料が猶予されます

## 国民年金給付の種類(各要件があります)

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	78万0,900円 ※20~60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳未満、被保険者資格喪失後60歳から65歳未満の人で、病気やけがで一定の障がいが残ったときに支給されます。障がいの等級に応じて1級と2級があります	1級障がい= 97万6,125円 2級障がい= 78万0,900円
遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども*または、子ども*のいる配偶者です ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合= 78万0,900円 子どもがいる配偶者の場合(子1人) = 100万5,600円 ※子どもの人数に応じて年金額が変わります

- ▷ **学生納付特例制度**…大学・短大・専門学校などの学生で前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます  
※失業・新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除・猶予の申請…失業や新型コロナウイルス感染症の影響による減収があった場合は、前年所得があっても免除・猶予になる場合があります。詳しくは市保険年金課へ問い合わせください

## 便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割り引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。

▷ **口座振替の申し込み・手続き**…基礎年金番号の分かる物・預金通帳・届出印・身分証明書を持って、金融機関か市保険年金課へ申し込んでください

## [お得な振替方法]

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納* (4月から翌々年3月分)	4月末	39万8,400円	38万2,550円	1万5,850円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月末	19万9,320円	19万5,140円	4,180円
6カ月前納 (4月から9月分) (10月から翌年3月分)	4月末 10月末	9万9,660円	9万8,530円	1,130円
当月未振替 (早割)	当月末	1万6,610円	1万6,560円	50円

\*1万6,610円(3年度分)×12カ月=19万9,320円と1万6,590円(4年度分)×12カ月=19万9,080円の合計です

## 裁判員制度の名簿記載通知を発送します

### 裁判員候補者名簿

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿から無作為抽出した名簿を基に全国の地方裁判所で作成します。

### 裁判員候補者名簿記載通知

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された人には、11月中旬に名簿に記載されたことの通知(名簿記載通知)を送付します。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので注意してください。名簿記載通知と併せて調査票を送付します。この調査票は裁判員候補者の事情を早期に把握し、調査票の回答内容により、辞退が認められる場合は不要な手続きを行うことがないよう、裁判員候補者の負担を軽減するためのものです。

※詳細はウェブサイトを確認してください

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saihanin.courts.go.jp/>

## 犯罪被害者支援

警察では犯罪被害者や家族が元の生活に戻れるよう、各種支援を行っています。

### 支援内容

- 情報提供 刑事手続き、裁判過程で利用できる制度、相談窓口などについて情報提供をしています
- 経済的負担の軽減 特定犯罪により傷害などを負った場合、医療費など経済的負担の軽減制度があります
- 精神的負担の軽減 犯罪被害者相談電話を設置し、カウンセリング体制を整えています
- 安全の確保 同一犯人からの再被害などを防止するため、安全対策を講じています
- 各種給付制度 犯罪被害給付制度および国外犯罪被害弔慰金等支給制度により、被害者や遺族に対し一時金を支給する制度があります
- その他 詳しくは県警ホームページで確認してください

問い合わせ

藤岡警察署(☎0110)

## 登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者の請求により交付した場合に、交付の事実を本人へ通知する制度です。この制度の利用によって不正取得の早期発見、不正請求の防止につながります。制度の利用には事前登録が必要です。

**申請窓口** 市役所市民課・鬼石総合支所鬼石振興課

**登録できる人** 本市の住民票または戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

### 登録に必要な物

- ▷ 本人通知制度事前登録申込書(申請窓口を用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます)
- ▷ 運転免許証や健康保険証などの本人確認書類

▷ 代理人が申請する場合、委任状および代理人の本人確認書類

※郵送でも申請できます

**登録の有効期限** 登録日から3年間

※登録期限満了前に継続申請のお知らせを送付するので、必要に応じて申請してく

ださい。継続して利用する場合は登録期限満了日1カ月前から申請できます

### 通知の対象となる証明書

- ▷ 住民票(除票含む)の写し
- ▷ 住民票記載事項証明書
- ▷ 戸籍の附票(除附票含む)の写し
- ▷ 戸籍(除籍、改製原戸籍含む)謄抄本

### 通知の内容

- ▷ 証明書の交付年月日
- ▷ 交付した証明書の種類および通数
- ▷ 交付請求者の種別(代理人または第三者)

**登録事項の変更・廃止** 住所・氏名に変更が生じた時またはこの制度の利用を廃止しようとする時は、本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書を提出する必要があります

問い合わせ 市民課(☎02256)

